

長野県地域防災計画

火山災害対策編

令和5年度修正

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考								
<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 実施責任</p> <p>5 火山防災協議会</p> <p><u>活動火山対策特別措置法第4条に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という。）</u>は、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制の検討・整備を行う。</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="174 547 958 754"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6)放送事業者</td> <td>(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、<u>㈱上田ケーブルビジョン</u>、㈱ Goolight) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(6)放送事業者	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、 <u>㈱上田ケーブルビジョン</u> 、㈱ Goolight) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	<p>第3節 防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 実施責任</p> <p>5 火山防災協議会</p> <p><u>火山防災協議会</u>は、警戒避難体制の整備に必要な事項について、当該火山における統一的な防災体制の検討・整備を行う。</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1077 547 1861 754"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(6)放送事業者</td> <td>(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、<u>㈱上田ケーブルテレビジョン</u>、㈱ Goolight) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(6)放送事業者	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、 <u>㈱上田ケーブルテレビジョン</u> 、㈱ Goolight) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	<p>文言の修正</p> <p>事業者名の修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱									
(6)放送事業者	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、 <u>㈱上田ケーブルビジョン</u> 、㈱ Goolight) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。									
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱									
(6)放送事業者	(信越放送㈱、㈱長野放送、㈱テレビ信州、長野朝日放送㈱、長野エフエム放送㈱、㈱インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ㈱、㈱テレビ松本ケーブルビジョン、 <u>㈱上田ケーブルテレビジョン</u> 、㈱ Goolight) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。									

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">新</p> <p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第1 基本方針 県及び市町村は、地域及び各火山活動の特性に配慮しつつ、火山災害に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業の総合的、計画的推進等火山災害に強い県土を形成する。 (略)</p> <p>第3 計画の内容 2 火山災害に強いまちづくり (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(全部局) (ア) 災害に強いまちの形成 f 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。 <u>g 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する市町村に対し、必要な助言や支援を行うよう努めるものとする。</u> (略) (カ) 火山災害警戒地域の指定 a 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、その警戒地域が長野県内にあった時は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を組織する。なお、<u>県内に火山災害警戒地域を含まない火山防災協議会にも、当該都道府県及び市町村に必要と認められた時は、任意に当該協議会に参加することができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">旧</p> <p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第1 基本方針 県及び市町村は、地域の特性に配慮しつつ、火山災害に強い県づくり、市町村づくりを行うものとする。</p> <p>第2 主な取組み 1 交通・通信施設の火山災害に対する安全性の確保、治山、治水、砂防事業の総合的、計画的推進等災害に強い県土を形成する。 (略)</p> <p>第3 計画の内容 2 火山災害に強いまちづくり (2) 実施計画 ア【県が実施する計画】(全部局) (ア) 災害に強いまちの形成 f 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送道路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。 <u>(新設)</u> (略) (カ) 火山災害警戒地域の指定 a 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、その警戒地域が長野県内にあった時は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための火山防災協議会を組織する。なお、<u>県内の市町村が、火山災害警戒地域に含まれない火山防災協議会に任意に参加する場合は県も任意に火山防災協議会に参加することができる。</u></p>	<p>文言の修正</p> <p>脱字の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>文言の修正</p>

<p>e 火山災害警戒地域（平成28年2月22日指定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>県名</th> <th>市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>草津白根山※1</td> <td>長野県、群馬県</td> <td>高山村、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町</td> </tr> <tr> <td>新潟焼山</td> <td>長野県、新潟県</td> <td>小谷村、糸魚川市、妙高市</td> </tr> <tr> <td>弥陀ヶ原※2</td> <td>富山県</td> <td>富山市、上市町、立山町</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 草津白根山の防災会議協議会に山ノ内町は任意で参加している。 ※2 弥陀ヶ原の火山防災協議会に長野県及び大町市は任意で参加している。</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 火山災害に強いまちの形成</p> <p><u>g 所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>h 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>i 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。</u></p> <p><u>j 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(カ) 火山災害警戒地域の指定</p> <p>a 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、その警戒地域を<u>区域に含む市町村は</u>、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための<u>火山防災協議会</u>を組織する。なお、<u>火山災害警戒地域を区域に含まない市町村も、火山防災協議会の当該都道府県及び市町村に必要と認められた時は、任意に当該協議会に参加できるものとする。</u></p>	火山名	県名	市町村名	(略)			草津白根山※1	長野県、群馬県	高山村、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町	新潟焼山	長野県、新潟県	小谷村、糸魚川市、妙高市	弥陀ヶ原※2	富山県	富山市、上市町、立山町	<p>e 火山災害警戒地域（平成28年2月22日指定）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>火山名</th> <th>県名</th> <th>市町村名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>草津白根山</td> <td>長野県、群馬県</td> <td>高山村、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町</td> </tr> <tr> <td>新潟焼山</td> <td>長野県、新潟県</td> <td>小谷村、糸魚川市、妙高市</td> </tr> <tr> <td>弥陀ヶ原</td> <td>富山県※</td> <td>富山市、上市町、立山町※</td> </tr> </tbody> </table> <p>(新設) ※弥陀ヶ原の火山防災協議会に長野県及び大町市は任意で参加している。</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 火山災害に強いまちの形成</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>g 火山災害対策の検討に当たり、科学的知見を踏まえ、火山災害の要因となる現象（火砕流、溶岩流、融雪型火山泥流、噴石、降灰等）とその規模が多様であることを考慮し、現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し、その想定結果に基づき対策を推進するものとする。</u></p> <p><u>h 火山災害の想定に当たっては、古文書等の資料の分析、火山噴出物の調査、火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて、過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。</u></p> <p><u>i 火山災害はその要因となる現象が多様であること、現象の推移等の把握や予測が難しいことから、日頃より、火山防災協議会等の枠組みを活用し、国等関係機関、火山専門家等と相互に連携して、避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(カ) 火山災害警戒地域の指定</p> <p>a 活動火山対策特別措置法に基づき、内閣総理大臣が火山の爆発による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域として指定した場合、その警戒地域が<u>長野県にあった時は</u>、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し、必要な協議を行うための協議会を組織する。なお、<u>火山災害警戒地域に含まれない市町村も、火山防災協議会に任意に参加できるものとする。</u></p>	火山名	県名	市町村名	(略)			草津白根山	長野県、群馬県	高山村、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町	新潟焼山	長野県、新潟県	小谷村、糸魚川市、妙高市	弥陀ヶ原	富山県※	富山市、上市町、立山町※	<p>注釈の追加</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>文言の修正</p>
火山名	県名	市町村名																														
(略)																																
草津白根山※1	長野県、群馬県	高山村、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町																														
新潟焼山	長野県、新潟県	小谷村、糸魚川市、妙高市																														
弥陀ヶ原※2	富山県	富山市、上市町、立山町																														
火山名	県名	市町村名																														
(略)																																
草津白根山	長野県、群馬県	高山村、中之条町、長野原町、嬭恋村、草津町																														
新潟焼山	長野県、新潟県	小谷村、糸魚川市、妙高市																														
弥陀ヶ原	富山県※	富山市、上市町、立山町※																														

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性及び確実性が求められる。県、市町村、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。</p> <p>また、火山に関する情報（以下「火山情報」という。）を一般の人々が行動に結び付けることができるよう分かりやすい内容にすることが必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(シ) 噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(コ) 噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【気象庁が実施する計画】</p> <p>(イ) 火山活動の変化を観測し、<u>今後の活動の推移によっては噴火警戒レベルを引き上げる可能性がある</u>と判断した場合又は判断に迷う場合には、火山の状況に関する解説情報（臨時）を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表し、県等に伝達するものとする。また、火山活動が変化していることを理解できるよう分かりやすい説明を加えて発信するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>情報の収集は、災害対策の適否を左右する重要な要素であり、迅速性確実性が求められる。県、市町村、防災関係機関は、災害時の情報収集体制をあらかじめ整備するとともに、相互の連絡を緊密にするよう努めていくことが必要である。</p> <p>また、火山に関する情報（以下「火山情報」という。）を一般の人々が行動に結び付けることができるよう分かりやすい内容にすることが必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(シ) 噴火警報（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）、<u>臨時の発表であることを明記した火山の状況に関する解説情報（以下「火山の状況に関する解説情報（臨時）」という。）、</u>噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制の整備に努める。</p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(コ) 噴火警報（<u>噴火警戒レベルを含む。以下同じ。）、</u>火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等の火山防災情報を住民、登山者等に伝達する体制を整備するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【気象庁が実施する計画】</p> <p>(イ) 火山活動の変化を観測した<u>場合</u>、火山の状況に関する解説情報（臨時）を迅速に発表し、火山活動の変化の事実に加え、火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表し、県等に伝達するものとする。また、火山活動が変化していることを理解できるよう分かりやすい説明を加えて発信するものとする。</p>	<p>脱字の修正</p> <p>文言の修正</p> <p>長野地方気象台による修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 組織の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（危機管理部）</p> <p>（エ） 火山防災協議会</p> <p><u>国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、火山防災協議会</u>を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。</p> <p>（略）</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>（イ） 火山防災協議会</p> <p><u>国、県、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、火山防災協議会</u>を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。</p> <p>（略）</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>（イ） 火山防災協議会</p> <p><u>国、県、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、火山防災協議会</u>を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 組織の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（危機管理部）</p> <p>（エ） 火山防災協議会</p> <p><u>「活動火山対策特別措置法」第4条第2項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という）</u>を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行う。</p> <p>（略）</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>（イ） 火山防災協議会</p> <p><u>「活動火山対策特別措置法」第4条第2項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という）</u>を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行うものとする。</p> <p>（略）</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>（イ） 火山防災協議会</p> <p><u>「活動火山対策特別措置法」第4条第2項に規定されている、国、市町村、防災機関、火山専門家、その他観光関係の団体等と連携し、噴火時の避難体制等の検討を共同で行うための協議会（以下「火山防災協議会」という）</u>を設置し、火山防災体制の整備を行う。また、必要に応じて、検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど、円滑な検討に資する体制整備を行うものとする。</p>	<p>第1章第3節第1に同様の内容を追記したため、文言を修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1カ所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所以上の、地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。</p> <p>このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>令和4年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車119台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%、救急自動車98.3%である。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1カ所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT)等の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>(イ) 災害派遣医療チーム(DMAT)等が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>救助・救急用資機材の整備、医療用資機材、医薬品等の備蓄、調達体制の整備を図る。また、災害時に医療活動の拠点となる災害拠点病院として指定した、県1カ所の基幹災害拠点病院及び二次医療圏に1箇所の、地域災害拠点病院を中心とした、災害医療体制の整備を図るとともに、施設の災害対応機能の強化を図る。</p> <p>このほか医療機関の被害状況、患者受入状況及び活動体制等について、関係機関が把握できるよう連絡体制の整備を行う。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 救助・救急用資機材の整備</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>平成31年4月1日現在、県内消防本部における救助救急車両の現有台数は、救助工作車26台、救急自動車120台であり、消防力の整備指針に対する充足率は、救助工作車96.3%、救急自動車99.2%である。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】(健康福祉部)</p> <p>(ア) 国の指導に基づき、災害時において基幹的役割を果たす病院として県内に1カ所指定した基幹災害拠点病院、及び地域の中心的な役割を果たす病院として県内に13箇所指定した地域災害拠点病院を中心とした災害医療体制の充実を図るとともに、災害派遣医療チーム(DMAT)・災害派遣精神医療チーム(DPAT)・救護班・災害時小児周産期リエゾン(以下「災害派遣医療チーム(DMAT)等」という。)による支援体制を確保する。</p> <p>また、医療の応援について近隣都道府県における協定の締結を促進するなど医療活動相互応援体制の整備に努めるとともに、災害医療コーディネーター、災害時小児周産期リエゾン、災害派遣医療チーム(DMAT)の充実強化や実践的な訓練、ドクターヘリの災害時の運用要領の策定や複数機のドクターヘリ等が離着陸可能な参集拠点等の確保の運用体制の構築等を通じて、救急医療活動等の支援体制の整備に努める。</p> <p>(イ) 災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、中長期的な医療を担うチームへの引継ぎ及び慢性疾患患者の搬送引継ぎについて、関係機関による合同訓練を通じ、円滑な引継ぎや搬送体制の確立に努める。</p>	<p>実態に合わせて修正</p> <p>時点修正</p> <p>文言の修正</p>

<p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）等が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）等から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害派遣医療チーム（DMAT）が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム（DMAT）から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p>	
---	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第 1 1 節 避難の受入活動計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。</p> <p>特に火山災害予想区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 市町村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の対応に関する情報を提供するものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。（県有施設管理部局）</p> <p>県は、土砂災害警戒区域等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）</p>	<p style="text-align: center;">第 1 1 節 避難の受入活動計画</p> <p>第 3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>激甚な災害の発生時には、大規模かつ長期の避難活動が予想され、きめ細かな避難計画が必要とされる。</p> <p><u>また、</u>特に火山災害予想区域内の要配慮者利用施設については、避難誘導等の体制を強化する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) <u>県及び</u>市町村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。</p> <p><u>(ウ) 保健所（長野県健康観察センター）は、陽性判定時又は自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。</u></p> <p><u>(エ) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市町村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、避難所の専用スペース等（自宅療養者等のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）の確保に努めるものとする。</u></p> <p><u>また、保健所は、事前に風水害などが予想される場合は、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。</u></p> <p>イ【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 災害発生時、県有施設においては、建物の破損等の発生が予想され、職員以外に多数の在庁者もあることから、各施設の防火管理者は避難対策等に関する計画を策定しておく。（県有施設管理部局）</p> <p>県は、土砂災害危険箇所等の要配慮者利用施設に対して、警戒避難体制の確立など防災体制の整備について助言する。（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）</p>	<p>文言の修正</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p> <p>国土交通省通知により修正</p>

<p>(略)</p> <p>(エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社<u>デリシア</u>、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社老番屋、株式会社セブンイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキン、大塚製菓株式会社との協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・健康福祉部・農政部)</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。<u>特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、<u>ガス設備</u>、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(ヌ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換<u>や避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成</u>に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(エ) 帰宅困難者の支援のため、株式会社<u>アップランド</u>、イオンリテール株式会社東海・長野カンパニー、合同会社西友、株式会社キラヤ、株式会社ツルヤ、株式会社ニシザワ、株式会社ベイシア、株式会社マツヤ、株式会社カインズ、株式会社ケーヨー、本久ケーヨー株式会社、NPO法人コメリ災害対策センター、株式会社綿半ホームエイド、長野県石油商業組合、株式会社老番屋、株式会社セブンイレブン・ジャパン、山崎製パン株式会社、株式会社ファミリーマート、株式会社モスフードサービス、株式会社ローソン、株式会社吉野家、長野県農業協同組合中央会、株式会社ダスキン、大塚製菓株式会社との協定に基づき連携を強化する。(危機管理部・健康福祉部・農政部)</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ウ) 福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(ヌ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO・ボランティア等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>	<p>事業者名の修正</p> <p>国の防災基本計画に 合わせて修正</p>
---	---	--

新	旧	修正理由・備考												
<p style="text-align: center;">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、<u>令和4年度末</u>現在次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="257 411 840 518"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th>令和4年度末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>69（89.6%）</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td><u>51（66.2%）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p>	方式別	令和4年度末市町村数	同報系（一斉通報）	69（89.6%）	移動系（移動局）	<u>51（66.2%）</u>	<p style="text-align: center;">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、<u>令和3年度末</u>現在次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1160 411 1742 518"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th>令和3年度末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>69（89.6%）</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td><u>53（68.8%）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p>	方式別	令和3年度末市町村数	同報系（一斉通報）	69（89.6%）	移動系（移動局）	<u>53（68.8%）</u>	<p>時点修正</p>
方式別	令和4年度末市町村数													
同報系（一斉通報）	69（89.6%）													
移動系（移動局）	<u>51（66.2%）</u>													
方式別	令和3年度末市町村数													
同報系（一斉通報）	69（89.6%）													
移動系（移動局）	<u>53（68.8%）</u>													

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>2 <u>住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地</u>の区域を土砂災害警戒区域、<u>建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地</u>の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。</p> <p>3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等について防災対策を推進する。 (略)</p> <p>5 土砂災害<u>特別</u>警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築<u>等</u>を行う場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築するものとし、県・市町村は構築についての助言を行う。 (略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 土石流対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、火山活動によって土石流・泥流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本県は、糸魚川―静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、<u>令和5年4月1日現在、土砂災害警戒区域(土石流)は6,715区域</u>で、全国でも有数の土石流の発生地をもっている。 (略)</p> <p>3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域等に立地している。</p> <p>これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 土砂災害警戒区域等のうち、要配慮者利用施設が所在している重要施設が立地している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)</p> <p>(イ) 警戒避難体制の整備を図るため、<u>土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施し、当該要配慮者利用施設及び市町村へ調査結果を通知</u>する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)</p>	<p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>2 <u>土砂災害のおそれのある</u>区域を土砂災害警戒区域、<u>著しい危害が生じるおそれのある</u>区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。</p> <p>3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域<u>及び土砂災害危険箇所</u>等について防災対策を推進する。 (略)</p> <p>5 土砂災害警戒区域には原則として要配慮者利用施設の新築等を行わないものとする。地域の状況等特別な理由があり、やむを得ず新築<u>する</u>場合は、土砂災害に備えた警戒避難体制を構築するものとし、県・市町村は構築についての助言を行う。 (略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 土石流対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>一見、安定した河床、林相を呈している地域でも、火山活動によって土石流・泥流が発生し、人家集落が壊滅的被害を受けている事例が多い。特に本県は、糸魚川―静岡構造線と中央構造線が縦断し、土石流が発生しやすい急峻で脆弱な地質の土地が多く、<u>現在土石流発生危険溪流は5,912溪流</u>で、全国でも有数の土石流の発生地をもっている。 (略)</p> <p>3 要配慮者利用施設が所在する土砂災害警戒区域等<u>及び土砂災害危険箇所</u>対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>急峻な地形が多く、急流河川も多い長野県内には、多くの要配慮者利用施設が、土砂災害警戒区域<u>及び土砂災害危険箇所</u>等に立地している。</p> <p>これらの地区については、要配慮者対策の観点から効果的かつ総合的な土砂災害対策の実施が必要である。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 土砂災害警戒区域等<u>及び土砂災害危険箇所</u>のうち、要配慮者利用施設が所在している重要施設が立地している箇所については、計画的な事業の推進を図る。(建設部)</p> <p>(イ) 警戒避難体制の整備に資するため、<u>緊急点検調査結果を当該施設及び市町村へ通知し、要配慮者利用施設を含む土砂災害危険区域図の作成・公表を推進</u>する。(危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会)</p>	<p>文言の修正</p> <p>国土交通省通知により削除</p> <p>文言の修正</p> <p>国土交通省通知により修正</p> <p>国土交通省通知により削除</p> <p>風水害対策編に合わせて修正</p>

<p>(略)</p> <p>(エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の<u>土砂災害警戒区域等</u>のパトロールを行い、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)</p> <p>(略)</p> <p>5 土砂災害警戒区域等の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県では、<u>令和5年4月1日</u>現在で<u>27,224</u>区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は<u>21,505</u>区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【住民等が実施する計画】</p> <p>(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(エ) 梅雨時期や台風時期前に、要配慮者利用施設管理者とともに、周辺の<u>危険箇所</u>のパトロールを行い、周辺の状況を把握することに努める。(建設部)</p> <p>(略)</p> <p>5 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県では、<u>令和4年6月30日</u>現在で<u>27,109</u>区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は<u>21,411</u>区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【住民等が実施する計画】</p> <p>(ア) 住民は、平時より土砂災害の前兆現象に注意を払い、前兆現象を確認した時は、遅滞なく市町村長、警察官等へ連絡する。また、土砂災害警戒区域等及び<u>土砂災害危険箇所</u>、避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路について把握しておくなど、日ごろから土砂災害関連情報を収集する。更に土砂災害警戒情報発表に伴いその内容を理解し自主避難等、避難行動ができるように努めるものとする。</p>	<p>国土交通省通知により修正</p> <p>時点修正</p> <p>国土交通省通知により削除</p>
--	--	---

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の火山災害に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(オ) 一次緊急輸送道路、二次緊急輸送道路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する(資料編参照)。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。(建設部)</p>	<p style="text-align: center;">第27節 道路及び橋梁災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 道路及び橋梁の火山災害に対する整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(オ) 一次緊急輸送路、二次緊急輸送路を定めて、緊急度の高い箇所から順次整備し、災害に強い道路交通網整備を推進する(資料編参照)。特に、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、道路法に基づき指定された「重要物流道路」の機能強化を推進する。(建設部)</p>	<p>文言の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（林務部）</p> <p>(イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施する<u>とともに、適正な方法による主伐・再造林を推進する。</u></p>	<p style="text-align: center;">第30節 農林水産物災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 林産物災害予防計画</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（林務部）</p> <p>(イ) 健全な森林を育成するため、適正かつ計画的な間伐等を実施する。</p>	<p>文言の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第31節 二次災害の予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>4 <u>土砂災害警戒区域等</u>の把握、緊急点検体制の整備に努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時において、火山活動やその後の降雨による山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する<u>おそれ</u>のある箇所（<u>土砂災害警戒区域等</u>）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（建設部）</p> <p>(ア) <u>土砂災害警戒区域等</u>の把握</p>	<p style="text-align: center;">第31節 二次災害の予防計画</p> <p>第2 主な取組み</p> <p>4 <u>土砂災害危険箇所</u>の把握、緊急点検体制の整備に努める。</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>4 山腹・斜面及び溪流並びに施設に係る二次災害予防対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時において、火山活動やその後の降雨による山腹・斜面の崩壊、地すべり及び溪流における土石流の発生などの危険性があり、二次災害予防のためそれら災害が発生する<u>危険</u>がある箇所（<u>土砂災害危険箇所</u>）を予め把握しておくとともに緊急に点検実施できるよう体制を整備しておく必要がある。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（建設部）</p> <p>(ア) <u>土砂災害危険箇所</u>の把握</p>	<p>国土交通省通知により修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄や<u>火山防災マップ等から火山の特性を知るなど</u>、住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に<u>火山</u>災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、県、市町村及び指定行政機関等は、<u>「信州 火山防災の日」及び防災関連行事等を通じ</u>、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第32節 防災知識普及計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p>「自らの命は自らが守る」が防災の基本であり、県、市町村及び防災関係機関による対策が、有効に機能するためには、食料・飲料水の備蓄など住民が平常時から災害に対する備えを心がけるとともに、災害発生時には、自らの安全を守るような行動をとることができることが重要である。</p> <p>また、広域かつ甚大な被害が予想される災害に対処するためには、住民、企業及び自主防災組織等の連携による総合的な防災力の向上が不可欠である。</p> <p>しかし、実際に災害が発生する頻度はそれほど高くないため、災害時における行動を経験から学ぶことは、困難である。</p> <p>このため、県、市町村及び指定行政機関等は、災害文化の伝承や、体系的な教育により住民の防災意識の高揚を図るとともに、防災知識の普及、徹底を図り、自主防災意識を持った災害に強い住民の育成等地域の総合的な防災力の向上に努めるものとする。</p>	<p>文言の追加</p>

新	旧	修正理由・備考								
<p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 噴火警報・予報等の住民等に対する伝達対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 噴火警報・火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等発表時の対応</p> <p>(イ) 【長野地方気象台が実施する対策】</p> <p>i 火山現象に関する情報等</p> <p>・火山活動解説資料</p> <p><u>写真</u>や図表等を用いて火山活動の状況や防災上、警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。</p> <p>(略)</p> <p>3 警戒区域の設定、避難指示等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ウ) <u>災害が発生するおそれのある場合には、避難指示等の発令を行い、適切な避難誘導を実施する。住民に対する警戒区域の設定、避難指示等の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等</u>あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統</p> <p>(1) 噴火警報・予報等の伝達系統図</p> <p>(略)</p> <p><u>(各火山防災協議会の連絡系統図は別紙3のとおり)</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 火山災害に強い県づくり</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 噴火警報・予報等の住民等に対する伝達対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ 噴火警報・火山の状況に関する解説情報（臨時）、噴火速報等発表時の対応</p> <p>(イ) 【長野地方気象台が実施する対策】</p> <p>i 火山現象に関する情報等</p> <p>・火山活動解説資料</p> <p><u>地図</u>や図表等を用いて火山活動の状況や防災上、警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に発表する資料。</p> <p>(略)</p> <p>3 警戒区域の設定、避難指示等</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ウ) <u>設定、避難指示等の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災災害が発生するおそれのある場合には避難指示等の発令を行い、適切な避難誘導を実施する。住民に対する警戒区域の行政無線、Lアラート（災害情報共有システム）、広報車等</u>あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ確かな伝達に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>別紙1 噴火警報・予報等の通報伝達系統</p> <p>(1) 噴火警報・予報等の伝達系統図</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>別紙4 噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベル表</p> <p>噴火警戒レベルが運用されている火山の噴火警戒レベル表については資料編資料2-4「噴火警戒レベルリーフレット」を参照</p> <p style="text-align: center;">噴火警戒レベルが運用されていない火山</p> <table border="1" data-bbox="987 1305 1877 1452"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>名称</th> <th>対象範囲</th> <th>警戒事項等 (キーワード)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別警報</td> <td>噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報</td> <td>居住地域及び それより火口側</td> <td>居住地域及びそれより火口側の範囲において事前警戒</td> </tr> </tbody> </table>	種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲において事前警戒	<p>長野地方気象台による修正</p> <p>文言の修正</p> <p>説明の追記</p> <p>既出のため削除</p>
種別	名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)							
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域及び それより火口側	居住地域及びそれより火口側の範囲において事前警戒							

	警 報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口噴火警報	火口から居住地域近く までの広い範囲の火口周辺	火口から居住地域の近くまでの広い範囲の火口周辺における警 戒(火山危険)	
			火口から少し離れた所 までの火口周辺	火口から少し離れた所までの火口周辺における警戒(火口周辺危 険)	
	予 報	噴火予報	火口内等	(活火山であることに留意)	

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p><u>(1)</u> 被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p><u>(2)</u> 市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p><u>(3)</u> 地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p><u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> <p><u>(4)</u> 県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p><u>(5)</u> 市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 通信手段の確保</p> <p>(3) 【電気通信事業者が実施する事項】</p> <p><u>ア</u> 災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。</p> <p><u>イ</u> <u>速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害、復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び住民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）するよう努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p><u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</u></p> <p><u>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</u></p> <p><u>また、</u>県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 通信手段の確保</p> <p>(3) 【電気通信事業者が実施する事項】</p> <p>災害時における県、市町村及び防災関係機関の重要通信確保を優先的に行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>文言の整理</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p> <p>文言の整理</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第 1 1 節 障害物の処理活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送<u>道路</u>上の火山噴出物、泥流、被災車両、倒壊物件等による交通障害物を直ちに除去する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(各部局)</p> <p>(イ) 障害物除去の方法</p> <p>c 緊急輸送<u>道路</u>の障害物を確認するため、発災と同時に当該輸送<u>道路</u>を通行止めとする。(警察本部)</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 応援協力体制</p> <p>a 緊急輸送<u>道路</u>として確保すべき農道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。(農政部)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 1 節 障害物の処理活動</p> <p>第 3 活動の内容</p> <p>1 障害物除去処理</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>障害となる物件の除去は、その所有者又は管理者が行うものであるが、復旧作業車両、救援車両の通行路を優先して確保するため、緊急輸送路上の火山噴出物、泥流、被災車両、倒壊物件等による交通障害物を直ちに除去する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(各部局)</p> <p>(イ) 障害物除去の方法</p> <p>c 緊急輸送路の障害物を確認するため、発災と同時に当該輸送路を通行止めとする。(警察本部)</p> <p>(略)</p> <p>(オ) 応援協力体制</p> <p>a 緊急輸送路として確保すべき農道上の障害物については、速やかに除去されるよう市町村を支援する。(農政部)</p>	<p>文言の修正</p>

新	旧	修正理由・備考																																																							
<p>第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針 火山災害発生時においては、爆発、火砕流、土石流等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。 その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。 特に、県内には、多くの要配慮者関連施設が土砂災害警戒区域等内に所在しているため、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動 1 <u>市町村長等は適切に避難指示等を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。</u> (略) 5 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、<u>相互に連携し、速やかな避難の実施に努める。</u> (略)</p> <p>第3 活動の内容 1 高齢者等避難、避難指示 (2) 実施計画 ア 実施機関 (ア)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>高齢者等避難</td> <td>市町村長</td> <td>災害対策基本法第56条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">避難指示</td> <td>市町村長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>知事</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設、受入れ</td> <td>市町村長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>イ 高齢者等避難、避難指示の意味 ○「高齢者等避難」 <u>災害が発生するおそれがある場合において、避難に時間を要する高齢者等の要配慮者が円滑かつ迅速に避難できるよう、必要な情報の提供その他必要な配慮を</u></p>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	高齢者等避難	市町村長	災害対策基本法第56条	災害全般	避難指示	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般	知事	災害対策基本法第60条	災害全般	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般	自衛官	自衛隊法第94条	〃	指定避難所の開設、受入れ	市町村長			<p>第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第1 基本方針 火山災害発生時においては、爆発、火砕流、土石流等が予想され地域住民の身体、生命に大きな被害を及ぼすおそれがあるので、避難に係る的確な応急対策は第1次的実施責任者である市町村長が中心に計画作成をしておくものとする。 その際、要配慮者についても十分考慮するものとする。 特に、県内には、多くの要配慮者関連施設が土砂災害危険・注意・準用区域内に所在しているため、避難情報の伝達や、警戒区域の設定並びに避難誘導の実施にあたっては、これらの施設に十分配慮するものとする。</p> <p>第2 主な活動 1 <u>避難指示等を発令する際は、適切に避難情報を発令し、速やかにその内容を住民に周知する。</u> (略) 5 県及び市町村は、広域的な避難が必要な場合は、速やかな避難の実施に努める。 (略)</p> <p>第3 活動の内容 1 高齢者等避難、避難指示 (2) 実施計画 ア 実施機関 (ア)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>実施事項</th> <th>機関等</th> <th>根拠</th> <th>対象災害</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">避難指示</td> <td>市町村長</td> <td>災害対策基本法第60条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>水防管理者</td> <td>水防法第29条</td> <td>洪水</td> </tr> <tr> <td>知事又はその命を受けた職員</td> <td>水防法第29条・地すべり等防止法第25条</td> <td>洪水及び地すべり災害全般</td> </tr> <tr> <td>警察官</td> <td>災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条</td> <td>災害全般</td> </tr> <tr> <td>自衛官</td> <td>自衛隊法第94条</td> <td>〃</td> </tr> <tr> <td>指定避難所の開設、受入れ</td> <td>市町村長</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>イ 高齢者等避難、避難指示の意味 ○「高齢者等避難」 <u>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、一般住民に対しては避難の準</u></p>	実施事項	機関等	根拠	対象災害	避難指示	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般	水防管理者	水防法第29条	洪水	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般	自衛官	自衛隊法第94条	〃	指定避難所の開設、受入れ	市町村長			<p>国土交通省通知により修正</p>
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																						
高齢者等避難	市町村長	災害対策基本法第56条	災害全般																																																						
避難指示	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																						
	知事	災害対策基本法第60条	災害全般																																																						
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																						
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																						
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般																																																						
自衛官	自衛隊法第94条	〃																																																							
指定避難所の開設、受入れ	市町村長																																																								
実施事項	機関等	根拠	対象災害																																																						
避難指示	市町村長	災害対策基本法第60条	災害全般																																																						
	水防管理者	水防法第29条	洪水																																																						
	知事又はその命を受けた職員	水防法第29条・地すべり等防止法第25条	洪水及び地すべり災害全般																																																						
	警察官	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条	災害全般																																																						
	自衛官	自衛隊法第94条	〃																																																						
指定避難所の開設、受入れ	市町村長																																																								

<p><u>することをいう。</u></p> <p>○「避難指示」 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに、<u>必要と認める地域の必要と認める居住者等（居住者、滞在者その他の者をいう。以下同じ。）</u>に対し、避難のため<u>立ち退き</u>を指示することをいう。</p> <p>ウ 措置及び報告、通知等</p> <p>(ア) 市町村長の行う措置</p> <p>a 避難指示 災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者<u>等</u>に対し、避難指示を発令するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(b) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断される<u>地域</u></p> <p>(略)</p> <p>b 高齢者等避難 <u>災害リスクのある区域等の高齢者等（避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障がいのある人等、及びその人の避難を支援する者をいう。）が危険な場所から避難するべき状況において、</u>必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者<u>等</u>に対し、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難指示等の時期 上記ウ(ア)a(a)～(h)に<u>記載</u>する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。 なお、避難指示<u>等</u>を解除する場合には、十分に安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>オ 避難指示等の内容 避難指示<u>等</u>の発令に際して、次の事項を明確にする。</p> <p>(略)</p>	<p><u>備を呼びかけ、避難行動に時間を要する高齢者や要配慮者及びその支援に当たる人には避難行動の開始を呼びかける行為をいう。</u></p> <p>○「避難指示」 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときに<u>発せられ、住民を避難のため立ち退き</u>を指示することをいう。</p> <p>ウ 避難指示、高齢者等避難の発令及び報告、通知等</p> <p>(ア) 市町村長の行う措置</p> <p>a 避難指示 災害時において、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、次の地域の居住者、<u>滞在者その他の者</u>に対し、<u>避難方向または指定緊急避難場所を示し、早期に</u>避難指示を発令するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(b) 関係機関から豪雨、台風等災害に関する通報があり、避難を要すると判断された<u>地域</u></p> <p>(略)</p> <p>b 高齢者等避難 <u>人的被害の発生する可能性が高まった状況で、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階、または今後の状況により早めの避難が必要と判断される状況で特に</u>必要があると認めるときは、上記aの地域の居住者、<u>滞在者その他の者</u>に対し、高齢者等避難を発令するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ 避難指示の時期 上記ウ(ア)a(a)～(h)に<u>該当</u>する地域が発生すると予想され、住民の生命及び身体を災害から保護するため必要とする場合に発する。 なお、避難指示を解除する場合には、十分に安全性の確保に努めるものとする。</p> <p>オ 避難指示、高齢者等避難の内容 避難指示の発令に際して、次の事項を明確にする。<u>また、高齢者等避難の発令についても同様とする。</u></p> <p>(略)</p>	
--	--	--

<p>カ 住民への周知</p> <p>(ア) 避難指示等の発令者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。 避難の必要が無くなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。</p> <p>(イ) 市町村長以外の発令者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援</p> <p>県及び市町村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自主防災組織、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ確かな把握に努めるものとする。 また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。</p> <p>ク 県有施設における避難活動</p> <p>(イ) 避難指示等が発令された場合は、速やかに内容を庁内放送、自衛消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う</p> <p>(略)</p> <p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>避難指示等の発令者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【住民が実施する対策】</p> <p>住民等は、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。 この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>カ 住民への周知</p> <p>(ア) 避難指示、高齢者等避難を発令した者は、速やかにその内容を市町村防災行政無線、広報車等のあらゆる広報手段を通じ又は直接住民に対し周知する。 避難の必要が無くなった場合も同様とする。 特に、避難行動要支援者については、個々の態様に配慮した避難支援計画により、確実に伝達する。</p> <p>(イ) 市町村長以外の指示者は、住民と直接関係している市町村長と緊密な連絡を取り、周知徹底を図る。</p> <p>(略)</p> <p>キ 避難行動要支援者の状況把握及び避難支援</p> <p>県及び市町村は、災害発生後直ちに避難支援計画に基づき、民生・児童委員、自治会、消防、警察等関係機関の協力を得て、避難行動要支援者の安否、保健福祉サービスの要否等について迅速かつ確かな把握に努めるものとする。 また必要に応じて、避難行動要支援者名簿を活用した避難行動要支援者の避難支援を行うものとする。</p> <p>ク 県有施設における避難活動</p> <p>(イ) 避難指示、高齢者等避難は、速やかに内容を庁内放送、消防団員等による伝令等あらゆる広報手段を通じ周知を行う</p> <p>(略)</p> <p>3 避難誘導活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>避難指示等が発令した者は、人命の安全を第一に混乱を避け、安全かつ円滑な避難誘導に努めるとともに、避難行動要支援者の避難に十分配慮するものとする。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【住民が実施する対策】</p> <p><u>(ア) 要避難地区で避難を要する場合</u></p> <p>住民等は避難誘導員の指示に従い、電気のブレーカーの遮断、使用中の火気の消火等出火防止措置をとった後、互いに協力して直ちに安全な場所へ避難するものとする。 この場合にあっては、携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。</p> <p><u>(イ) 任意避難地区で避難を要する場合</u></p> <p><u>住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、(ア)同様出火防止措置をとった後、互いに協力し、安全な場所へ自主的に避難するものとする。</u> <u>この場合にあっては携帯品は食料、日用品等必要最小限とするものとする。</u></p>	
--	--	--

<p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。 <u>なお、派遣先において、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の発生及びまん延が懸念される場合は、感染対策を適切に行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。<u>この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること。</u></p> <p>(略)</p> <p>(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト、<u>感染症を発症した避難者や疑いのある者の専用スペース又は個室の確保</u>等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する対策】</p> <p><u>(ア) 県及び市町村は、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 市町村は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</u></p>	<p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 指定避難所の管理運営に当たり、市町村から職員の派遣要請があり、必要があると認めた場合は、可能な範囲において、職員を派遣するものとする。 <u>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底する。</u></p> <p>(略)</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(キ) 指定避難所の運営に関し、役割分担を明確化し、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、受付時の確認、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。 <u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>7 被災者等への的確な情報伝達</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する対策】 <u>(危機管理部)</u> <u>(新設)</u></p> <p><u>(ア) 市町村は半壊以上の被害を受けた在宅避難者及び親戚宅等避難者について住家の被害認定調査、保健師等による保健衛生活動、罹災証明書の発行手続き、避難所での炊き出し等において、在宅避難者及び親戚宅等避難者の避難先や住まいの状況を把握し、被災者台帳等へ反映するよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(イ) 市町村自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出</u></p>	<p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	---	---

<p>(ウ) 市町村自らの調査では避難先が把握出来ない場合は、民生・児童委員、社会福祉協議会、自治会、NPO・ボランティア等の協力や、広報による申出の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</p> <p>(エ) 県及び市町村は、<u>被災者のニーズを十分把握し</u>、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>(オ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</p> <p>(カ) 県及び市町村は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(キ) 県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。</p> <p>(ク) <u>県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が防災及び防犯に関する情報を迅速かつ確実に取得することができるようにするため、体制の整備充実、設備又は機器の設置の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p> <p>(ケ) <u>県及び市町村は、障がいの種類及び程度に応じて障がい者が緊急の通報を円滑な意思疎通により迅速かつ確実に行うことができるようにするため、多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備その他の必要な施策を講ずるものとする。</u></p>	<p>の呼びかけ等により、把握に努めるものとする。</p> <p>(ウ) 県及び市町村は、被害の情報、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンドなどの生活関連情報、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通規制、被災者生活支援に関する情報等、被災者等に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、要配慮者、在宅避難者、応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者、所在を把握できる広域避難者、在日外国人、訪日外国人に配慮した伝達を行うものとする。</p> <p>(エ) 県及び市町村は、被災者のおかれている生活環境及び居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に、停電や通信障害発生時は情報を得る手段が限られていることから、被災者生活支援に関する情報についてはチラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車でも情報提供を行うなど、適切に情報提供がなされるものとする。</p> <p>(オ) 県及び市町村は、要配慮者、在宅での避難者、応急仮設住宅等への避難者等に配慮した正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努めるものとする。</p> <p>(カ) 県及び市町村は、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努めるものとする。この場合において、県及び市町村は、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、警察、消防及び関係機関と協力して、被災者に関する情報の収集に努めるものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	
--	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 土砂流出、泥流対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難に関する情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【国が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する土砂災害緊急情報を関係自治体の長に通知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ア) 土砂災害緊急情報を住民に提供し、必要に応じ避難指示等の処置を講じるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>土砂災害緊急情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第29節 土砂災害等応急活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 土砂流出、泥流対策</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>監視体制を整え、被災状況、不安定土砂の状況を把握し、警戒避難情報を提供するとともに被害を最小限に留めるために応急工事を実施する。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【国が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(イ) 緊急調査の結果に基づき土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を関係自治体の長に通知するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【市町村が実施する対策】</p> <p>(イ) 警戒避難情報を住民に提供し、必要に応じ避難指示等の処置を講じるとるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>エ【住民が実施する対策】</p> <p>警戒避難情報に注意を払い、避難指示等が出された場合これに迅速に従うものとする。</p>	<p>文言の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>[道路及び橋梁関係]</p> <p>(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプロープ情報の活用等により情報収集を行う。</p> <p style="text-align: right;">(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(略)</p> <p>(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送道路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。</p> <p>また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。</p> <p style="text-align: right;">(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(ア) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民のプロープ情報の活用等により情報収集を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第33節 災害の拡大防止と二次災害の防止活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 建築物、構造物に係る二次災害防止対策</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>[道路及び橋梁関係]</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p>(イ) 道路及び橋梁の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、自転車やバイク等の多様な移動手段の活用によりパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プロープ情報の活用等により情報収集を行う。</p> <p style="text-align: right;">(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(略)</p> <p>(オ) パトロール等による巡視の結果等をもとに、路上の障害物の除去及び被災道路の応急復旧計画を策定し、建設業協会各支部と結んだ業務協定に基づき、緊急輸送路の機能確保を最優先に応急復旧工事を行う。</p> <p>また、路上の障害物の除去及び応急復旧対策の工法は、被害の状況、本復旧までの工期施工量、資機材の有無等を考慮し適切な方法を選択する。</p> <p style="text-align: right;">(建設部、警察本部、道路公社)</p> <p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】(地方整備局)</p> <p>(ア) 道路の被害状況や交通状況を速やかに把握するため、事務所、出張所において自転車やバイク等の多様な移動手段の活用により速やかにパトロール等を実施するとともに、道路情報モニター及び官民の自動車プロープ情報の活用等により情報収集を行う。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>文言の修正</p> <p>脱字の修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>